重要事項説明書

社会福祉法人　城北児童福祉会
保育所型認定こども園
兵庫保育園

利用に関する事項

保育園の沿革

昭和４８年　　３月２９日　社会福祉法人城北児童福祉会設立認可

平成１３年　　４月　１日　開園（定員　９０名）

令和　６年　　４月　１日　認可事項変更許可（定員１０５名）保育所型認定こども園へ移行

施設概要

○運営主体

名称	社会福祉法人　城北児童福祉会
所在地	佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町１０９６番１
電話番号	０９５２－２７－０８２０
代表者氏名	理事長　福田　哲春
定款の目的に定めた事業	（１）　第二種社会福祉事業 イ）保育所の経営 ロ）地域子育て支援拠点事業の経営 ハ）一時預かり事業の経営

○施設の概要

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	兵庫保育園
施設の所在地	佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町１０９６番１
連絡先	電話　０９５２－２７－０８２０ FAX　０９５２－２９－６３４５
施設長氏名	福田　哲春
対象児童	生後４カ月（首がすわったことを確認後）～小学校就学前の児童
利用定員	３号認定子ども４５名、２号認定子ども４５名、１号認定子ども１５名
開設年月日	平成１３年４月１日
取扱う保育事業	乳児保育、延長保育促進、一時預かり（自主事業）、世代間交流、異年齢児交流
開園時間及び閉園時間	午前７時３０分より午後７時迄（土曜　午後６時３０分迄）

事業の目的

心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう養護・教育を行うことを目的とする

運営の方針

兵庫保育園は、児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令を遵守して運営していきます

教育・保育理念

子ども一人ひとりを大切にし保護者から信頼され地域の方にも愛されるこども園を目指す

目指す子ども像

☆ 健康で明るい子ども
☆ 正しく物事を考える子ども
☆ 協力して友だちと仲良く遊べる子ども
☆ 感謝と思いやりのある優しい子ども

教育・保育方針

- 安全に注意し、食事、睡眠、清潔など一人ひとりに即した養護を行う
- 一人ひとりの個性を大切にして、楽しい園生活ができるようにする
- いろいろな体験をする中で、丈夫な身体を育て、感謝の心、思いやり、創造性が芽生える援助をする

教育・保育目標

◎ ３歳未満児教育・保育目標

ゆったりとした環境の中で、人と人とのぬくもりを大切にし、多くの物事にふれ、豊かな感性を養うとともに生活習慣を身につける

◎ ３歳以上児教育・保育目標

様々な環境の中で、遊びや活動を通じ、多様な経験をする中で豊かな感性を養い、自分で考え行動できる力を身につける

○利用定員について

当園のクラス及び利用定員は以下の通りとなります。設定する利用定員と実際の入所児童数とが一致しない場合がありますが、利用定員に関わらず実際の入所児童数を優先するなど待機児童解消のため弾力的な取り扱いを行います。

クラス	ゆめぐみ	ももぐみ	ばらぐみ	きくぐみ	ゆりぐみ	さくらぐみ
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	－	－	3名※満3歳	4名	4名	4名
2号3号定員	１５名	１５名	１５名	１５名	１５名	１５名
利用定員合計	１５名	１５名	１８名	１９名	１９名	１９名

職員構成について（令和8年度現在）

職種	職員数	職務内容
園長	1名	園の業務を総括し、職員を指揮監督する。
主幹保育教諭	2名	園長を補佐し、保育内容について保育教諭を総括し、保育教諭間の業務調整、保育向上の為の技術指導、立案される指導計画への指導監督を行う。
副主幹保育教諭	2名	主管保育教諭を補佐し、クラス運営を通じ保育教諭の育成、指導を行う。
保育教諭	１３名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者との連携、施設、遊具等の安全点検を行う。
短時間勤務 保育教諭	8名	保育に従事し、常勤保育教諭を支援する。園児の安全に気を配り、保育に従事する。常勤保育教諭の補佐をする。
看護師	1名	園内の保健衛生指導を行い、体調不良児を見守り保育に従事する。感染予防に努め、園児・保護者・職員へ予防の指導を行う。
栄養士	1名	園内で提供される食事・おやつの栄養計算、発注、食材管理、設備の衛生を管理する。調理業務を行い、園児への食育指導も行う。
調理員	4名	園内で提供される食事・おやつの調理を行う。設備の衛生管理も行う。
保育補助者	6名	園内の清掃活動を行い、施設・遊具等園庭遊具の安全点検を行う。
嘱託医	2名	年 2 回の定期健康診断、歯科検診を行う。園より相談があった場合の助言指導を行う。
薬剤師	1名	園内の薬剤に関する管理を行い、園長、看護師に対し、薬剤取扱い等の助言指導を行う。

※ 毎年度、職種、職員数は必要とされる職種や園児数の増減等により変動する場合があります。
また、入所児童の増加や職員の産休・育休に伴い職員間のクラス担任変更もあります事をご理解ください。

○認定区分について

① １号認定　　：満３歳以上のお子様が対象で保育を必要とする理由は必要ありません。
② 新２号認定　：３歳児以上のお子様が対象で保育を必要とする理由が必要です。
③ ２号認定　　：３歳児以上のお子様が対象で保育を必要とする理由が必要です。
　就労時間の長さ等により標準時間と短時間認定に分かれます。
④ ３号認定　　：３歳児未満のお子様が対象で保育を必要とする理由が必要です。
　就労時間の長さ等により標準時間と短時間認定に分かれます

○支給認定の変更について

① 就労の状態や家庭の都合により支給認定を変更したい場合、当月の１５日までに佐賀市役所（保育幼稚園課）にお申し出頂く必要があります。また支給認定の変更は翌月からの変更となります。
② 変更する場合には事前に園の方へお申し出頂くと助かります。また、１号認定や新２号認定を取得予定の方は園の設定枠に限りがございますので必ず事前に園までお申し出ください。

利用開始及び終了に関する事項

○利用の開始までの流れについて

① ２号、３号認定（保育を必要とする子ども）の保護者が、兵庫保育園の入園を希望する場合は、支給認定を受けた市町村が指定する入所に関する申込書に必要事項を記載し、当該市町村へお申し込みください。
② １号認定（教育を必要とする子ども）も入園を希望する場合または利用する場合を含め、園へ申し出ると共に、市町村へ指定する書類を提出してください。
③ 当該市町村からの兵庫保育園へ入所内定の連絡後、当園で見学及び面接（重要事項の説明や確認）を受けて入所の同意となります。
④ 年度途中入園の場合は当園指定の病院、橋野こどもクリニック（内科）森永歯科クリニック（歯科）で健康診断（指定様式有）をしていただき、その結果を当園へ提出してください。４月入園の場合のみ、４月頃の園内で実施する健康診断を受診します。

○利用の終了について

【退園、転園、休園】
下記の事項に該当した時は、利用終了となります。

・ 当該園児が小学校に就学したとき。
・ １号認定子どもの支給認定保護者が、当園利用の必要性がなくなったとき。
・ ２号、３号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
・ 当園に子どもを入園させている保護者から、退園・転園の申し出があったとき。
・ 利用継続が不可能であると市町村が認めたとき。
・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

下記事項に該当した時は、当園より書面にて当園との利用契約解除の旨を通知解除させていただく場合があります。

- 保育料等（保育料、主食費、副食費、その他経費を含む）の支払いを２カ月以上滞納し、支払いの催告をしたにもかかわらず１４日以内に支払われないとき。
- 当該園児、保護者、その家族又は関係者が当園、当園の職員、その関係者又は他の園児に対して、利用を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

  〈迷惑行為や背信的行為の例（一部であり、これらに限られません)〉

  ● 閉園時間を守って頂けず、退園勧告をしたにもかかわらず、一向に時間厳守をして頂けない場合
  ● 無断での休園が続く場合
  ● １カ月の間に１度も保育園を利用しない場合
  ● 保育方針に反する理不尽な要求を繰り返し行う場合

（退園、転園、休園時の手続き）

- 退園する場合、退園届を佐賀市役所保育幼稚園課に提出しなければなりません。転園する場合も同様です。
- 市外へ転出する場合は事前に佐賀市役所保育幼稚園課へお伝えください。
- 休園に際しては、原則、佐賀市が定める期間までとし、事前の届け出が必要です。

○各認定区分の内容

設定区分 （保育必要量）	対象年齢	保護者の就労条件	保育料	給食費	預かり保育の補助	延長保育料及び預かり保育料
1 号認定	満 3 歳児 及び 3,4,5 歳児	就労の有無は問わず	無償	有償 内訳） 主食費 900 円／月 副食費 3,800 円／月	申請不可	実費負担
新 2 号認定	3,4,5 歳児	就労有	無償	有償 内訳） 主食費 900 円／月 副食費 3,800 円／月	申請可	実費負担 ※預かり保育の 補助制度有 （施設等利用給付認定必要）
2 号認定 （標準時間認定）	3,4,5 歳児	就労有 ※120 時間／月以上	無償	有償 内訳） 主食費 1,100 円／月 副食費 4,900 円／月	非該当	実費負担
2 号認定 （短時間認定）	3,4,5 歳児	就労有 ※64～120 時間未満 ／月	無償	有償 内訳） 主食費 1,100 円／月 副食費 4,900 円／月	非該当	実費負担
3 号認定 （標準時間認定）	0,1,2 歳児	就労有 ※120 時間以上／月	有償 ※世帯所得毎 市役所で決定	無償 ※保育料に含む	非該当	実費負担
3 号認定 （短時間認定）	0,1,2 歳児	就労有 ※64～120 時間未満 ／月	有償 ※世帯所得毎 市役所で決定	無償 ※保育料に含む	非該当	実費負担

※ 認定区分、保育必要量、保護者の就労条件等の詳細に関しては佐賀市役所が発行するてびきをご覧ください。

※ 保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村税額に基づき佐賀市役所が算定します。

※ 給食費は、月額制（1 年分を月割）の為、日割り計算はいたしません。

（1 号認定、新 2 号認定に関しては土曜日、夏季・冬季休暇分を除く）

※ 給食費は物価高騰などの影響により金額を変更する場合がございます。

※ 預かり保育の補助（施設等利用給付認定）とは、幼児教育・保育の無償化制度の開始により作られた認定で、施設等の利用料（預かり保育料等）を最大 11,300 円／月まで無償にする為の認定です。該当される方は申請できます。

※ 延長保育料及び預かり保育料に関しては、以下の表をご覧ください。

○保育時間及び延長保育料・預かり保育料

設定区分	必要保育料	通常教育保育時間	延長保育時間及び預かり保育時間		
			7:30～8:30	8:30～17:00	17:00～19:00 土曜（～18:30）
1 号認定 新 2 号認定	－	9:00～13:00	100 円／30 分	無　料	100 円／30 分
2 号認定	保育標準時間	7:30～18:30	無　償	無　償	18:30～19:00 100 円／30 分
	保育短時間	9:00～17:00	100 円／30 分	無　償	100 円／30 分
3 号認定	保育標準時間	7:30～18:30	無　償	無　償	18:30～19:00 100 円／30 分
	保育短時間	9:00～17:00	100 円／30 分	無　償	100 円／30 分

※ 閉園時間を超えてのお迎えとなった場合は、1,000 円／１０分の違約金を徴収させていただきます。

※ 年間 3 回以上閉園時間が守れないご家庭は、退園勧告をいたします。

※ 1 号認定、新 2 号認定に関しては、原則、土曜日、夏休み、冬休みの利用ができません。利用される場合は以下の通り利用料及び給食費をお支払いいただきます。利用時間を超えての利用は上記表に準じて、別途預かり保育料をいただきます。

1 号認定、新 2 号認定

区分	7:30～8:30	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～18:30
土曜日・夏季休暇	100 円／30 分	700 円 （内給食費 200 円）	100 円／1 時間	100 円／30 分

○休園日について

1 号認定、新 2 号	①　土曜日、日曜日、祝祭日 ②　夏休み： 8 月 12 日～8 月 16 日 ③　冬休み：12 月 29 日～1 月 3 日 ※土曜日、夏季休暇に関しては、利用される場合、別途利用料金が発生します。
2 号認定、3 号認定	①　日曜日、祝祭日
	②　年末年始：12 月 29 日～1 月 3 日

保護者の負担に関する事項

【保育料について】

（3 号認定対象）

本園の保育を利用した支給認定保護者は、市町村より支給認定を受け、当園へ利用者負担額（保育料）を支払ってください。

（支払い方法）

保育料及び毎月かかる諸費用の支払い等は、口座振替といたします。佐賀銀行の所定の用紙にご記入の上、園まで引き落とし手続きを提出してください。請求書は、毎月１５日頃に園よりお渡しします。

保育料及び毎月かかる諸費は、毎月２５日頃に佐賀銀行より口座振替されます。

指定日までに引き落とされた場合、手数料はかかりません。但し、指定日を超えますと滞納扱いとなり、保護者の方が直接銀行まで行って納付していただき、手数料もご負担いただきます。

実費徴収

保育料の他にご負担していただくものとして下記事項があります。その他に保育を提供するにあたり実費徴収が必要と判断した場合は、その都度徴収させて頂きます。

【入園時】　制服・教材関係

制服及び教材に関しては、園が指定した教材をお使いくださいますようお願いいたします。

品　　名	注文方法	対象年齢	金　　額
制服・ズボン	ネット販売	３歳クラス以上	３，５００円程度
カラー帽子	ネット販売	１歳クラス以上	１，０００円程度
園用カバン	ネット販売	２歳児クラス途中より	４，５００円程度
布団シーツ	ネット販売	全園児	２，５００円程度
各教材	園へ注文	０～１歳（入園時）	２，０００円程度
		２～５歳（入園時）	８，０００円程度

※　年度によって業者都合により、金額変更の場合あり

【毎月かかる費用】

費用名	対象	金額	備考
月間絵本代	全園児	４５０円程度	年齢応じて金額設定
保護者会費	全園児	３００円～４００円／月	年齢に応じて金額設定
主食費	１号認定	９００円／月	
	新２号認定	９００円／月	
	２号認定	１，１００円／月	
副食費	１号認定	３，８００円／月	（免除を除く）
	新２号認定	３，８００円／月	（免除を除く）
	２号認定	４，９００円／月	（免除を除く）

〇給食費（主食費、副食費）について

令和元年１０月より３歳以上児は幼児教育保育の無償化により、保育料が無償となりました。３歳児クラスから５歳児クラスまで保育料が無償となる代わりに給食費（主食費、副食費）が実費負担となります。主食費は３歳児クラス以上の全園児、副食費は市役所から有料となる通知が園へ届いた方のみ徴収させて頂きます。

※　２歳児クラスで、１号認定（満３歳児）も給食費がかかります。

※　主食費、副食費は、国の基準に合わせ徴収しております。（主食費 1,100 円／月、副食費 4,900 円／月）
物価動向又は理事会決定により、徴収金額が変更になる場合があります。その際、保護者の皆様にはお知らせ致しますが、在園する間は、金額変更に同意したものとみなします。

※　給食費は、月額制であり、1 年間の給食にかかる費用を月割りしたものですので、欠席した場合の日割り計算や還付は行いません。

緊急時における対応方法・非常災害対策・虐待防止

・当園の職員は、教育・保育の提供を行う際、園児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者設定されている保護者の緊急連絡先へ連絡し、嘱託医に連絡、相談する等必要な措置を講じていきます。

・保護者と連絡が取れない場合は、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

・教育・保育の提供により重大な事故が発生した場合は、佐賀市役所及び園児の保護者等に連絡するとともに、事故の状況や事故に際してとった処置に対して記録し、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じていきます。

・園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事案が発生した場合には、損害賠償いわゆる保険請求を行うようにしています。

・当園は、市町村、保護者、警察署、その他の関係機関との連携を図るようにしています。

・当園は、消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ火災、風水害、地震、津波等、非常災害に対する具体的計画を立てています。

・当園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知しています。

大事なお知らせ

※ 令和元年度より、佐賀市私立保育園会に属する認可保育園・認定子ども園では、佐賀市役所との協議の基、特別警戒レベル３（高齢者、乳幼児等避難指示）以上が、園が所在する該当校区内において発令された場合は、休園もしくは速やかなお迎えを行うことが決められています。
※ 開園前に休園と判断された場合は、保護者向けに連絡アプリにてお知らせいたします。
※ 開園後に休園と判断された場合は、連絡アプリ等で速やかにお迎えを要請することとなります。
※ 全保護者の連絡アプリへの登録をお願いします。

・当園は、非常災害に備えるため不断の注意と訓練をするよう努め、火事・地震・水害・不審者・水難・事故訓練を年間通し行い、避難及び消火に対する訓練を少なくとも月１回は行っています。

○緊急時　保護者への連絡方法

連絡アプリでお知らせいたしますが、ネットワーク等使用不可の場合は、保護者が指定した緊急連絡先へ電話連絡いたします。

○緊急時　避難場所

・火災時：　園庭南側　砂場付近

・地震時：　第１次避難場所　　保育室内　部屋中央

第２次避難場所　　園庭　砂場付近

第３次避難場所　　兵庫小学校

・風水害時：第１次避難場所　　保育園内２階及び屋上

第２次避難場所　　兵庫小学校

○緊急時　園児の受け渡し方法

保護者へ直接の受け渡し

○緊急時　関係機関

関係機関	住所	電話番号
佐賀北警察署	佐賀市高木瀬町大字東高木２３４－１	３０－１９１１
佐賀市広域消防署	佐賀市兵庫北三丁目５－１	３３－６７７１
富士警備保障	佐賀市鍋島二丁目５－２１	３１－３２５１
橋野こどもクリニック	佐賀市高木瀬東４－１４－３	３１－００２０
森永歯科クリニック	佐賀市高木瀬東五丁目８－２６	３１－３７３４

保険に関する事項

当園は、怪我や事故等に備えて、下記の保健に加入しています。

保険の種類	保険の内容	保険金限度額
傷害保険（東京海上日動火災） 保育園賠償責任保険	園の管理下の施設（建物・設備・用具）の不備・欠陥等による事故による怪我の補償、賠償など	死亡・後遺障害　２０５万円 入院（１日）　１，３００円 通院（１日）　１，９５０円
日本スポーツ振興センター	※詳細は別紙参照	

要望・相談の受付について

平成 12 年 6 月の「社会福祉法」成立に伴い、利用者の皆様と園とのコミュニケーションの活性化を目指して「苦情解決に関する規定」を設け、利用者の皆様の「要望等」に的確に応え、より良い園づくりを進めております。お気づきのことがあれば、どんな些細なことでも結構ですので、積極的に園に対してご要望くださるようお願いいたします。私どもは最善策を考え、可能な限り皆様のご要望にお応えできるよう努めてまいります。

○受付体制

◎ 受付担当者　主幹保育教諭　古賀　智美、向井　美鈴
◎ 解決責任者　園　長　福田　哲春
◎ 第三者委員会　委　員　山内　健三郎、平川　恵子

※ ご意見・ご相談・ご要望は、面談、電話、書面等にて受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員会に直接申し出ることもできます。

※ 第三者委員の方々は、本人都合または任期満了に伴い変更となる場合もあります。

※

○受付の報告、確認

受付担当者が受け付けた要望・相談等は解決責任者へ報告します。解決責任者は、必要と認める場合には当法人顧問弁護士や行政、警察など外部機関と連携のうえ、要望・相談等に対して誠実に対応いたします。保護者と解決責任者間で解決しない場合、理事会へ報告し重大な要望・相談と認められた際は第三者委員会に報告し対応いたします。尚、保護者は、直接第三者委員会に相談を求めることも出来ます。

○要望、相談等解決のための話し合い

解決責任者は、申し出者と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、申し出者は第三者委員会の助言や立ち合いを求めることが出来ます。尚、第三者委員会による話し合いは次により行います。

ア、第三者委員の立ち合いによる内容の確認
イ、第三者委員による解決案の調整、助言
ウ、話し合いの結果や改善事項の確認

○差別待遇について

当園は、申し出者が要望・相談があった場合に、これを理由としての一切の差別待遇をいたしません。

○当法人の理事会・評議員の紹介

当法人では、園の適切な運営管理、強化のため理事会を編成しています。また、理事会機能をけん制しチェックする機能の為の評議委員会も設立しております。

【理　事】6 名　【監　事】3 名　【評議員】7 名　選考委員【3 名】

兵庫保育園からのお願い

1．園は、保護者と連携して子どもたちの成長を支援することを目的としています。いわば、車の両輪であり、園だけ、保護者だけにならないようにお互いで子どもたちを支えていきましょう。

2．園は、集団生活の場です。子ども同士のトラブル、保護者同士のトラブル等の場合、ご要望等は園の役割において専門性をもって可能な限り対応させていただきます。その対応は、基本的に園児の教育・保育、養護において必要と判断できる範囲までとなります。

3．朝７：３０～８：３０まで、夕方１６：３０以降は、合同保育を行います。怪我等があった際は、担任が極力保護者のお迎えを待ち、ご説明を行います。しかしながら、諸事情で出来ない場合は、連絡帳での記載や当番の職員よりの説明にて対応させていただきます。

4．原則的に保育中における子ども同士のトラブルによる怪我（噛みつきや引っ掻き等）に関して危害を加えた児童の名前はお伝えしません。保育中の怪我は、園の責任であり、保護者同士のトラブルを防ぐ意味合いもあります。ただし、短い期間で同じ児童に同じところを何度も怪我をさせたり、非常に重い怪我やトラブル（骨折や出血を伴う怪我等）は、保護者間で話していただく場合があります。

保育中の怪我に関しては、園長・主幹保育教諭・看護師と相談し、その時間に一番適切に診察してもらえる病院に行きます。特に、かかりつけ医など保護者の要望がある場合はおっしゃってください。病院受診の必要が認められない場合は、恐れ入りますが園内で経過観察を行い、園児の様子を見る場合があります。

5．園は、配慮が必要なお子さんや障碍をお持ちのお子さんもお預かりしております。偏見や差別、誹謗中傷はおやめください。園児全員を平等に保育いたします。また、一方的に保育者を責めたり、特定の保育者だけを責めたり、傷つける発言・行為等見られた際は、しかるべき措置を取る場合があります。保育士と保護者間で意見の相違等が見受けられた場合、担任変更等を要求される方もいらっしゃいます。そのような要求には園として一切応じることは出来ません。誠意をもち保育を行いますのでご理解ください。

6．お子様の発達や様子で気になる点がございましたら、園に相談して頂くとともに、市役所の巡回相談など専門機関をご活用ください。その経過を経て、療育手帳等を取得した場合、保育士加配等考慮できることもありますのでご提出ください。